

通達甲（交. 総. 連）第 31 号
平成 4 年 12 月 7 日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る確認事務処理要綱の制定について

〔沿革〕平成 5 年 3 月 通達甲（交. 総. 連）第 3 号、11 月同（副監. 総. 企. 文）第 14 号
8 年 8 月 同（副監. 交. 総. 法）第 11 号
17 年 9 月 同（副監. 総. 企. 組）第 21 号
19 年 4 月 同（交. 総. 渉）第 5 号
27 年 12 月 同第 10 号改正

このたび、別添のとおり、原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る確認事務処理要綱を制定し、平成 4 年 12 月 7 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 制定の趣旨

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）の一部が改正され、「身体障害者用の車いす」として用いることができる「原動機を用いる身体障害者用の車いす」の車体の大きさ等の基準が定められるとともに、身体障害者が身体の状態によりやむを得ず車体の大きさの基準に適合しない「原動機を用いる身体障害者用の車いす」を「身体障害者用の車いす」として用いる場合は、警察署長の確認を受けることとされたことに伴い、新たに要綱を制定し、確認に関する事務の適正かつ円滑な推進を図ろうとするものである。

第 2 制定の要点

- 1 確認事務の実施責任者を交通担当課長（島部警察署については次長）、実施担当者を交通総務係長とした。
- 2 原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る確認事務の処理要領を定めた。
- 3 確認証等の様式を定めた。
- 4 確認事務に係る簿冊等の整備及び本部主管課に対する報告要領を定めた。
- 5 その他運用上の留意事項等について定めた。

別添

原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る確認事務処理要綱

第 1 目的

この要綱は、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 4 第 2 項の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う確認事務の適正かつ円滑な処理を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 準拠

確認事務については、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び施行規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 3 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 電動車いす 原動機を用いる身体障害者用の車いすのうち、施行規則第 1 条の 4 第 1 項に定める大きさの基準に適合しないため、同条第 2 項に規定する署長の確認の対象となるものをいう。
- 2 確認事務 施行規則第 1 条の 4 第 2 項の規定に基づき、電動車いすを法に規定する身体障害者用の車いすとして用いることについて署長が行う確認のための手続事務をいう。

第 4 確認事務の実施体制

- 1 署長は、確認事務の円滑かつ適正な処理を図るため、交通担当課長（島部警察署については次長）を実施責任者に、交通総務係長を実施担当者に充てるものとする。
- 2 実施責任者は、署長の命を受け、確認事務全般を指揮するとともに、本部関係所属及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。
- 3 実施担当者は、署長及び実施責任者を補佐するとともに、確認事務の処理に当たるものとする。

第 5 確認事務の処理要領

署長は、施行規則第 1 条の 4 第 2 項の規定に基づく電動車いすに係る確認に関し、区市町村長から通知があった場合又は電動車いすの利用者若しくは利用者から依頼を受けた者（以下「利用者等」という。）から申請があった場合は、次により処理するものとする。

1 通知又は確認申請の受理

(1) 区市町村長からの通知

区市町村長からの通知は、次に掲げる書類が送付又は提出されるので受理すること。

- ア 電動車いすの受給者及び支給に係る電動車いすの概要（車いすの名称、型式、車いすの大きさ等）を記載した確認依頼通知書
- イ 車いすの支給に係る決定通知書及び判定書（身体の状態により利用者が当該車いすを用いることがやむを得ない旨を証明する医師その他身体の状態を判断することができる者の作成する書面をいう。）の写し

(2) 利用者等からの申請

- ア 利用者等からの申請があった場合は、別記様式第1の「確認申請書」に必要事項を記載させ、受理すること。
- イ 確認申請書には、必要により、次の書類を添付させることができる。
 - (ア) 身体の状態により確認申請に係る電動車いすを用いることがやむを得ないことを疎明する書類。ただし、医師その他の身体の状態を判断することができる者が作成した書類に限る。
 - (イ) 確認申請に係る電動車いすを製作又は販売する者が作成した当該電動車いすの大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書類

2 審査の方法

区市町村長からの通知又は利用者等からの申請を受理したときは、次により審査し、確認の可否を判断するものとする。

- (1) 区市町村長からの確認の通知については、前1の(1)の書類により書面審査を行うものとする。
- (2) 利用者等からの確認申請については、利用者申請に係る電動車いすを実地に調査して審査を行うものとする。ただし、前1の(2)のイの書類が添付されている場合は、当該書類により書面審査を行うことができる。

3 審査の内容

確認のための審査は、利用者が身体の状態により通知又は申請に係る大きさの電動車いすを用いることがやむを得ないか否かについて行うものとする。

4 確認証の送付又は交付

審査の結果に基づき電動車いすを用いることがやむを得ないと認めた場合は、別記様式第2の「確認証」を、区市町村長に対しては送付し、利用者等に対しては交付するものとする。

第6 確認証の携帯等の指導

確認証の送付又は交付に当たっては、次の事項を指導するものとする。

- 1 利用者が確認に係る電動車いすを道路において利用する場合の確認証の携帯
- 2 利用者が確認に係る電動車いすを利用しなくなった場合又は利用する必要がなくなった場合の確認証の返納

第7 備付簿冊

実施責任者は、別記様式第3の「車いす確認実施簿」を備え付け、確認事務を実施の都度、実施担当者に記録させるものとする。

第8 確認状況報告

署長は、前記第5の4の規定により、確認証を送付し、又は交付した場合は、速やかに別記様式第4の「車いす確認実施結果報告書」により、交通部長（交通総務課渉外広報係経由）に報告するものとする。

確 認 申 請 書

年 月 日

警察署長殿

住所
申請者
氏名

道路交通法施行規則第 1 条の 4 第 2 項の規定に基づき、同項の確認を申請します。

確認を受けようとする原動機を用いる車いすの利用者	住所
	氏名
利用者以外の者が申請する場合	(利用者との続柄)
理 由	
確認を受けようとする原動機を用いる車いす	車いすの名称 型式 製品番号 大きさ 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル

第 号

交付 年 月 日

確 認 証

道路交通法施行規則第1条の4第2項の規定に基づき、次の利用者が次の車いすを利用することがやむを得ないことを確認する。

警 察 署 長 印

記

1 利用者
住所
氏名

2 車いすの概要

- (1) 車いすの名称
- (2) 型式
- (3) 製品番号
- (4) 車いすの大きさ

長さ	センチメートル
幅	センチメートル
高さ	センチメートル

注意事項

- 1 確認を受けた車いすを道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯してください。
- 2 確認を受けた車いすの利用を止めた場合は、速やかに確認証を返納してください。

別記様式第3（第7関係）

決		裁		年 月 日	
署 長		副 署 長		課 長	曜 天
車 い す 確 認 実 施 簿					
確認証送付、交付 年月日及び番号		年 月 日 第 号			
通知者 住所 申請者 氏名					
受給者 住所 利用者 氏名					
理 由					
車 い す	名 称				
	形 式				
	製 造 番 号				
	長 さ	センチメートル			
	幅	センチメートル			
	高 さ	センチメートル			
取 扱 者		交通総務係 階級		氏名 ㊟	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

交通部長 殿

警察署長

車いす確認実施結果報告書

取扱 月日	受給者、利用者の住所、 氏名	車いすの名称、型式、製品 番号、長さ、幅、高さ
合計		件